

横浜市庁舎駐車場条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

近年、車番認証システムにより、従来の磁気式の駐車券を用いることのない時間貸駐車場が増えていることを鑑み、本市の庁舎駐車場においても従来の駐車券を用いない管理方式に対応するため、入場時に自動車の自動車登録番号又は車両番号を撮影し記録すること及び記録する場合には、指定管理者が駐車開始時刻並びに駐車終了時刻を定めることができるようにする規定を追加するため、横浜市庁舎駐車場条例施行規則（平成21年5月15日規則第60号。以下「規則」という。）を一部改正することを予定しています。

2 改正後の規則の概要

自動車登録番号又は車両番号を撮影する機器を備えた庁舎駐車場に入場する際、番号を撮影し記録することを第6条第4項として定めます。

また、駐車時刻を規定するための条文を第6条の2として定めます。

【参考】現行規則第6条

第6条 駐車場（横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を除く。）を利用する者（以下「利用者」という。）

又は横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、駐車場に車両を入場するときに駐車券の交付を受けなければならない。

2 利用者又は使用者は、駐車場から車両を出場するときは、前項の駐車券を提出しなければならない。

3 利用者又は使用者は、第1項の駐車券を紛失し、又は破損したときは、速やかに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

3 施行予定日

公布の日

【備考】

改正後の規則に規定する事項及び改正概要は、確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正や見直しを行う場合があります。